

第六十四号議案

仙台市いじめの防止等に関する条例

平成三十一年二月七日提出

仙台市長 郡 和子

仙台市いじめの防止等に関する条例

目次

前文

- 第一章 総則（第一条―第九条）
- 第二章 いじめ防止基本方針（第十条・第十一条）
- 第三章 いじめの防止等のための対策
 - 第一節 いじめの防止（第十二条―第十八条）
 - 第二節 いじめの早期発見（第十九条）
 - 第三節 いじめへの対処（第二十条―第二十四条）
- 第四章 重大事態への対処（第二十五条―第二十七条）
- 第五章 情報の提供（第二十八条・第二十九条）
- 第六章 総合教育会議における協議（第三十条）
- 第七章 報告（第三十一条）
- 第八章 附属機関
 - 第一節 仙台市いじめ問題対策連絡協議会（第三十二条―第三十七条）
 - 第二節 仙台市いじめ問題専門委員会（第三十八条―第四十六条）
 - 第三節 再調査委員会（第四十七条―第五十条）
 - 第四節 仙台市いじめ防止等対策検証会議（第五十一条―第五十四条）
- 第九章 雑則（第五十五条）

附則

いじめは、子どもの教育を受ける権利や、愛され、保護され、心身の健やかな成長を保障されるところ子どもの持つ権利を侵害し、その人格の形成に影響を与えるのみならず、心身に重大な危険を生じさせるおそれがある決して許されない行為である。

市や学校、家庭、地域社会は、子どもの尊厳を脅かすいじめが、いつでも、どこでも、いずれの子どもにも起こり得るものであるとの共通の理解をもって、いじめの問題に真摯に向き合い、ともに連携を図りながら、将来にわたっていじめの防止等の取組を確実に推進していく必要がある。

このような認識のもと、本市は、社会全体で子どもたちをいじめから守る意識を醸成し、未来を創るかけがえのない子どもたちがいじめによって悩み、苦しむことなく、安心して学び、健やかに成長することができるまちを実現することを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、市、保護者、地域住民その他の主体の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 いじめ 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となつた児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

二 いじめの防止等 いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。

三 学校 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

四 児童生徒 学校に在籍する児童又は生徒をいう。

五 保護者 親権を行う者（親権を行う者がないときは、未成年後見人）をいう。

(基本理念)

第三条 いじめの防止等のための対策は、学校が、全ての児童生徒にとつて安心でき、かつ、自己有用感及び自己肯定感を高める楽しい学びの場であるべきことを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを受ける側にも行う側にもなり得るとの認識の下、いじめを早期に発見し、及び適切かつ迅速に対処すべきことを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、暴力や暴言が児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼすことを考慮し、児童生徒が健やかに育つことのできる環境の実現を目指して行われなければならない。

4 いじめの防止等のための対策は、いじめの要因を把握し、いじめの再発を防止することを旨として行われなければならない。

5 いじめの防止等のための対策は、地域における交流が児童生徒の自己有用感及び自己肯定感を高めることに資することに鑑み、地域における活動及び行事がいじめの防止等に資するとの認識に立つて取り組まれるものとする。

（いじめの禁止及び児童生徒の心構え）

第四条 児童生徒は、いじめを行ってはならない。

2 児童生徒は、自己を大切にするとともに、他者を思いやるよう努めるものとする。

(市の責務)

第五条 市は、第三条及びいじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）
第三条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、いじめの防止等のための対策について、
施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育委員会の責務)

第六条 教育委員会は、基本理念にのっとり、本市が設置する学校（以下「市立学校」という。）におけ
るいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(市立学校及び市立学校の教職員の責務)

第七条 市立学校及び市立学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該市立学校に在籍する児童生徒の
保護者及び地域住民並びに関係機関との連携を図りつつ、当該市立学校全体でいじめの防止及び早期
発見に取り組むとともに、当該市立学校に在籍する児童生徒がいじめを行い、又は受けていると思わ
れるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務)

第八条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童生徒がい
じめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を
行うよう努めるものとする。

2 保護者は、市が実施するいじめの防止等のための施策に協力するよう努めるものとする。

(地域住民の責務)

第九条 地域住民は、それぞれの地域において児童生徒の健全な育成を図ることができる環境づくりに
努めるものとする。

2 地域住民は、市が実施するいじめの防止等のための施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 いじめ防止基本方針

(仙台市いじめ防止基本方針)

第十条 市は、法第十二条の規定により、仙台市いじめ防止基本方針を定めるものとする。

2 市は、前項の仙台市いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを公表する
ものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第十一条 市立学校は、法第十三条の規定により、当該市立学校の実情に応じ、当該市立学校における
いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下この条において「学校いじめ防止基本方針」
という。）を定めるものとする。

2 市立学校は、学校いじめ防止基本方針を定め、又は変更しようとするときは、当該市立学校に在籍

する児童生徒、その保護者、地域住民その他の関係者の意見を聴く機会を設けるものとする。

- 3 市立学校は、学校いじめ防止基本方針を定め、又は変更したときは、これを当該市立学校の全ての教職員、当該市立学校に在籍する児童生徒、その保護者、地域住民その他の関係者に周知するものとする。

第三章 いじめの防止等のための対策

第一節 いじめの防止

(市立学校におけるいじめの防止)

第十二条 教育委員会及び市立学校は、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

- 2 市立学校は、当該市立学校におけるいじめを防止するため、当該市立学校に在籍する児童生徒及びその保護者に対するいじめの防止等に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

- 3 市立学校は、当該市立学校に在籍する特に配慮が必要な児童生徒について、当該児童生徒の保護者との連携の下、必要に応じて関係機関と連携を図りつつ、いじめの防止等のための対策を講ずるものとする。

- 4 市立学校の教職員は、当該市立学校の教育活動その他の活動を通じて、当該市立学校に在籍する児童生徒の自己有用感及び自己肯定感を高めるよう配慮するものとする。

- 5 市立学校の教職員は、当該市立学校に在籍する児童生徒に対し、体罰を加え、及び不適切な指導（児童生徒の人間性又は人格の尊厳を損ね、又は否定する言動を伴う指導をいう。）を行ってはならない。（いじめの防止等のための教職員の資質の向上等）

第十三条 市立学校は、当該市立学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を講ずるものとする。

- 2 教育委員会は、市立学校が前項の措置を講ずることができるよう、いじめの防止等のための対策に関する情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

(学校いじめ防止等対策委員会)

第十四条 市立学校は、当該市立学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、当該市立学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される学校いじめ防止等対策委員会を置くものとする。

(保護者等におけるいじめの防止)

第十五条 児童生徒の保護者、兄弟姉妹その他の親族及び同居人（次項において「保護者等」という。）は、当該児童生徒に対し、虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条各号に掲げる行為をいう。）をしてはならない。

2 保護者等は、その言動が当該児童生徒の心身に与える影響に配慮し、当該児童生徒の心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

第十六条 保護者は、その保護する児童生徒を、地域における活動及び行事に参加させるよう努めるものとする。

2 保護者は、地域における活動及び行事に協力するよう努めるものとする。

(地域住民におけるいじめの防止)

第十七条 地域住民は、その地域における活動及び行事を通じて、その地域に居住する児童生徒との交流に努めるものとする。

(啓発活動)

第十八条 市は、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について、必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

第二節 いじめの早期発見

第十九条 市立学校は、当該市立学校におけるいじめを早期に発見し、適切かつ迅速に対処するため、当該市立学校に在籍する児童生徒に対するいじめに関する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 市立学校は、当該市立学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該市立学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備するものとする。

3 市長及び教育委員会は、市立学校が前項の体制を整備することができるよう、専門的な知識を有する教職員の確保その他の必要な措置を講ずるものとする。

第三節 いじめへの対処

(いじめに対する措置)

第二十条 児童生徒若しくはその保護者からいじめに係る相談を受けた者又はいじめを行い、若しくは受けていると思われる児童生徒を把握した者は、速やかに、当該児童生徒が在籍する学校に直接又は教育委員会を経由して情報を提供するよう努めるものとする。

2 市立学校は、前項の規定による情報の提供があったときその他当該市立学校に在籍する児童生徒がいじめを行い、又は受けていると思われるときは、速やかに、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告するものとする。

3 市立学校は、当該市立学校においていじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該市立学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を組織的かつ継続的に行うものとする。

4 市立学校は、第二項の措置又は前項の支援、指導若しくは助言に当たっては、当該いじめの事案に關係する児童生徒及びその保護者との共通の理解の下に行われるよう配慮するものとする。

5 教育委員会は、第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、当該市立学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(いじめを行った児童生徒に対する指導等)

第二十一条 市立学校は、前条第三項の規定による指導を行うに当たっては、当該児童生徒がいじめを行った要因を把握するよう努めるものとする。

2 市立学校は、前項の要因を把握したときは、必要に応じて関係機関と連携し、当該児童生徒に対する支援その他いじめの再発を防止するための措置を講ずるものとする。

(いじめへの対処に関する支援)

第二十二条 市長は、教育委員会又は市立学校に対し、教育委員会又は市立学校がいじめに適切に対処することができるよう、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

(校長及び教員による懲戒)

第二十三条 市立学校の校長及び教員は、当該市立学校に在籍する児童生徒がいじめを行っている場合であつて教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定により、適切に、当該児童生徒に対して懲戒を加えることができる。

(出席停止その他の措置)

第二十四条 教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法第二十五条第一項(同法第四十九条において準用する場合を含む。)の規定により児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を速やかに講ずるものとする。

第四章 重大事態への対処

(基本原則)

第二十五条 市立学校に在籍する児童生徒に法第二十八条第一項に規定する重大事態(以下「重大事態」という。)が発生したときは、市長、教育委員会及び当該市立学校は、当該重大事態に係るいじめを受けた児童生徒の生命、心身及び財産の保護を最も優先して対処しなければならない。

2 市長、教育委員会及び市立学校は、重大事態への対処及びその公表に当たっては、当該重大事態に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向に配慮しなければならない。

(市対処方針)

第二十六条 教育委員会は、重大事態が発生した場合の対処の方針(次項及び次条第一項において「市対処方針」という。)を定めるものとする。

2 教育委員会は、市対処方針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを市立学校に通知するものとする。

(学校対処方針)

第二十七条 市立学校は、市対処方針に基づき、当該市立学校における重大事態への対処の方針（次項において「学校対処方針」という。）を定めるものとする。

2 市立学校は、学校対処方針を定め、又は変更したときは、速やかに、これを当該市立学校の全ての教職員に周知するものとする。

第五章 情報の提供

（市立学校及び児童館における相互の情報の提供）

第二十八条 市立学校及び児童館は、当該市立学校又は当該児童館におけるいじめを防止し、又はこれに適切かつ迅速に対処するために必要があると認めるときは、当該市立学校に在籍する児童生徒又は当該児童館を利用する児童生徒に係るいじめの防止等に関し、相互に必要な情報の提供を行うものとする。

（市立学校以外の学校におけるいじめに係る情報の提供）

第二十九条 市長及び教育委員会は、市立学校以外の学校に在籍する児童生徒に係るいじめの情報の提供を受けたときは、次の各号に掲げる当該児童生徒が在籍する学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に当該情報を提供するものとする。

一 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人が設置する学校 当該国立大学法人の学長

二 宮城県が設置する学校 宮城県教育委員会

三 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人が設置する学校（宮城県知事が所轄する学校に限る。） 宮城県知事

2 市長及び教育委員会は、学校教育法第一条に規定する高等専門学校に在籍する学生に係るいじめに相当する行為の情報の提供を受けたときは、当該高等専門学校の校長に当該情報を提供するものとする。

第六章 総合教育会議における協議

第三十条 市長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第一条の四第一項の総合教育会議において、必要に応じ、いじめの防止等のための対策に関する協議を行うものとする。

第七章 報告

第三十一条 市長は、いじめの防止等に関する市の施策の実施状況について、適宜、議会に報告するものとする。

第八章 附属機関

第一節 仙台市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第三十二条 法第十四条第一項の規定により、仙台市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」

という。)を置く。

(所掌事務)

第三十三条 連絡協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携その他いじめの防止等のための対策を推進するために必要な事項に関し、連絡及び協議を行う。

(組織)

第三十四条 連絡協議会は、委員十五人以内をもって組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、児童生徒の保護者、本市の職員その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三十五条 連絡協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 会長は、連絡協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第三十六条 会長は、連絡協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 連絡協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

(委任)

第三十七条 この節に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡協議会に諮って定める。

第二節 仙台市いじめ問題専門委員会

(設置)

第三十八条 重大事態に係る事実関係を調査審議するとともに、いじめの防止等のための対策について調査研究等を行うため、仙台市いじめ問題専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第三十九条 専門委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 教育委員会の諮問に応じ、重大事態に係る事実関係を調査審議すること

二 いじめの防止等のための対策について調査研究等を行うこと

(組織)

第四十条 専門委員会は、委員十人以内をもって組織する。

2 委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第四十一条 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。

2 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(特別委員)

第四十二条 重大事態に係る事実関係を調査審議する場合において、当該重大事態に係るいじめ(いじめの疑いのある行為を含む。)を受けた児童生徒又はその保護者から求めがあり、かつ、委員長が必要があると認めるときは、専門委員会に特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、学識経験者その他教育委員会が適当と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 特別委員は、当該重大事態に係る事実関係の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会議)

第四十三条 委員長は、専門委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 専門委員会の会議は、委員及び議事に関する特別委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 専門委員会の会議の議事は、出席した委員及び議事に関する特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

5 前項に定めるもののほか、委員長は、必要があると認めるときは、専門委員会の会議の議事の対象となる事項に関し識見を有する者に対し、必要な協力を依頼することができる。

(調査員)

第四十四条 専門の事項を調査させるため、委員長が必要と認めるときは、専門委員会に調査員を置くことができる。

2 調査員は、教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 調査員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(委員等の責務)

第四十五条 委員、特別委員及び調査員は、それぞれその職務を行うに当たっては、公正かつ中立に実施しなければならない。

2 委員、特別委員及び調査員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第四十六条 この節に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

第三節 再調査委員会

(設置)

第四十七条 市長は、法第三十条第二項の規定による調査が必要と認めるときは、再調査委員会（以下この節において「再調査委員会」という。）を置くことができる。

(所掌事務)

第四十八条 再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第二十八条第一項の規定による調査の結果について必要な調査審議を行う。

(組織)

第四十九条 再調査委員会は、委員十人以内をもって組織する。

2 委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
(専門委員会の委員長等の規定の準用)

第五十条 第四十一条及び第四十三条から第四十六条までの規定は、再調査委員会について準用する。
この場合において、第四十三条第二項及び第三項中「委員及び議事に関係のある特別委員」とあるのは「委員」と、第四十四条第二項中「教育委員会」とあるのは「市長」と、第四十五条中「特別委員及び調査員」とあるのは「及び調査員」と読み替えるものとする。

第四節 仙台市いじめ防止等対策検証会議

(設置)

第五十一条 市長及び教育委員会が講ずるいじめの防止等の対策について検証し、及び検討を加えることにより、いじめの防止等のための対策の効果的な推進を図るため、仙台市いじめ防止等対策検証会議（以下この節において「検証会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第五十二条 検証会議は、市長及び教育委員会が講ずるいじめの防止等のための対策について検証し、及び検討を加える。

(報告等)

第五十三条 検証会議は、毎年度、前条の規定による検証及び検討の結果を、市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を公表するものとする。

3 市長及び教育委員会は、第一項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、いじめの防止等の

ための対策の見直しを行うものとする。

(専門委員会の組織等の規定の準用)

第五十四条 第四十条、第四十一条、第四十三条及び第四十六条の規定は、検証会議について準用する。

この場合において、第四十条第一項中「十人」とあるのは「五人」と、同条第二項中「教育、法律、医療、心理、福祉等についての専門的な知識及び経験を有する者」とあるのは「いじめ及びその対策に関連する専門的な知識及び経験を有する者その他市長が必要と認める者」と、「教育委員会」とあるのは「市長」と、第四十一条（見出しを含む。）、第四十三条第一項、第四項及び第五項並びに第四十六条中「委員長」とあるのは「会長」と、第四十一条の見出し並びに同条第一項及び第三項中「副委員長」とあるのは「副会長」と、第四十三条第二項及び第三項中「委員及び議事に関係のある特別委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

第九章 雑則

(委任)

第五十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(仙台市いじめ問題対策連絡協議会等条例の廃止)

2 仙台市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成二十六年仙台市条例第四号）は、廃止する。

(仙台市いじめ問題対策連絡協議会に関する経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の仙台市いじめ問題対策連絡協議会等条例（以下「旧条例」という。）第一条の規定により置かれた仙台市いじめ問題対策連絡協議会（以下この項及び次項において「旧協議会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第三十四条第二項の規定により連絡協議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、施行日における旧協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

4 この条例の施行の際現に旧協議会の会長又は副会長である者は、それぞれ、施行日に、第三十五条第一項の規定により連絡協議会の会長又は副会長として選任されたものとみなす。

(仙台市いじめ問題専門委員会に関する経過措置)

5 この条例の施行の際現に旧条例第七条の規定により置かれた仙台市いじめ問題専門委員会（以下「旧専門委員会」という。）の委員又は臨時委員である者は、それぞれ、施行日に、第四十条第二項又は第四十二条第二項の規定により専門委員会の委員又は特別委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第四十条第三項の規定にかかわらず、

施行日における旧専門委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

6 この条例の施行の際現に旧専門委員会の委員長又は副委員長である者は、それぞれ、施行日に、第四十一条第一項の規定により専門委員会の委員長又は副委員長として選任されたものとみなす。

7 この条例の施行前に旧専門委員会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは専門委員会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧専門委員会がした調査審議の手続は専門委員会がした調査審議の手続とみなす。

(仙台市いじめ問題再調査委員会に関する経過措置)

8 施行日の前日において旧条例第十四条の規定により置かれた仙台市いじめ問題再調査委員会の委員である者の任期は、旧条例第十六条において準用する旧条例第九条第三項の規定にかかわらず、その日に満了する。

理由

いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。